

表 4 - 3 自動車騒音規制の経緯

自動車の種類		規制内容	定常走行及び排気騒音		加 速		
		規制年	昭和26年	46年規制		51年規制	52年規制
		環境庁告示				50.9.4 第58号	
		運輸省令	26.7.28 第67号	45.12.4 第91号		50.9.5 第35号	
普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が200馬力を超えるもの	大型バス					
		大型トラック	80	92	89		
		大型特殊車					
	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が200馬力以下のもの	中型車	78	89	87		
	車両総重量が3.5トン以下のもの	小型車					
小型の全輪駆動車		74	85		83		
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (二輪自動車を除く)		乗用車	70	84		82	
二輪の小型自動車及び軽自動車 (総排気量が125ccを超えるもの)		小型	74	86	83		
		軽		84			
原動機付自転車 (総排気量が125cc以下のもの)		排気量51cc以上	70	82	79		
		排気量50cc以下		80			
全ての自動車(常時)			85				

(備考) 定常走行騒音・原動機の回転数が最高出力時の60% (または35km/h) で走行時の排気騒音・原動機の回転数が最高出力時の60% で無負荷運転時の騒音(排気管の加速走行騒音・原動機の回転数が最高出力時の75% (または50km/h) で走行時の

走行騒音					適用年月日		第2段階規制		
54年 規制	57年 規制	58年 規制	59年 規制	60年 規制	新型車	継続 生産車	目標値	達成状況	
53.1.30 第4号	55.9.10 第41号	56.8.26 第74号	57.9.29 第90号	58.10.28 第63号					()は軽油を燃料とするもの
53.2.4 第5号	55.9.11 第27号	56.8.27 第89号	57.9.30 第31号	58.10.29 第46号					
86			83		59.10.1	60.9.1	83	59年規制で達成	
				83	60.10.1	61.9.1		60	〃
					54.1.1 (54.4.1)	54.12.1 (55.3.1)			
86		83			58.10.1	59.9.1	83	58年規制で達成	
81			78		59.10.1	60.9.1	78	59年	〃
				78	60.10.1	61.9.1		60年	〃
81	78				57.10.1	58.9.1	78	57年	〃
78					54.4.1	55.3.1	75		
					75	60.10.1			
75					54.4.1	55.3.1	72		
					72	59.4.1			

騒音(車両中心から左方7.0 m)

後方20 m)

騒音(車両中心から左方7.5 m)